

告 示 第 9 1 3 号

令和 7 年 7 月 3 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市営住宅自動販売機（飲料）の設置に関する土地貸付契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市営住宅自動販売機（飲料）の設置に関する土地貸付契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

記

1 入札に付する事項

- (1) 鹿児島市営住宅（西伊敷住宅）自動販売機（飲料 A）の設置に関する土地貸付契約
- (2) 鹿児島市営住宅（紫原住宅）自動販売機（飲料 B）の設置に関する土地貸付契約
- (3) 鹿児島市営住宅（武岡住宅）自動販売機（飲料 C）の設置に関する土地貸付契約
- (4) 鹿児島市営住宅（武岡住宅）自動販売機（飲料 D）の設置に関する土地貸付契約
- (5) 鹿児島市営住宅（星ヶ峯住宅）自動販売機（飲料 E）の設置に関する土地貸付契約
- (6) 鹿児島市営住宅（星ヶ峯住宅）自動販売機（飲料 F）の設置に関する土地貸付契約

2 契約締結の方法

制限付き一般競争入札

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年 3 月 27 日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 参加申込み時点において、鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）及び鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (7) 納期の到来している市税を完納していること。
- (8) 本公告の日を含む過去2年以上の期間において自動販売機の設置及び運営業務を直接の業とする実績を有すること。
- (9) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 資格審査申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

令和7年7月3日（木）から同月17日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所並びに問い合わせ

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建築部住宅課住まい計画係（東別館4階）

電話 099-216-1363（直通）

(4) 必要な書類

次の書類を直接持参すること（郵送不可）。

ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 販売予定品目一覧

ウ 設置を希望する自動販売機のカatalog等（寸法及び消費電力が確認できるもの）

エ 鹿児島市発行の市税の滞納がないことの証明書（本公告の日以降に発行されたもの）

オ 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）

カ 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置及び運営業務を直接の業として行っていたことが確認できる書類

キ 委任状（本社が市外にあり、市内の支社等が申請者になる場合は必要。委任者は実印

を押印)

ク 印鑑証明書（キの書類を提出する場合は必要。発行後 3 か月以内のもの）

(5) その他

交付する用紙は、全て本市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

ア 鹿児島市営住宅（西伊敷住宅）自動販売機（飲料 A）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時から

イ 鹿児島市営住宅（紫原住宅）自動販売機（飲料 B）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時 15 分から

ウ 鹿児島市営住宅（武岡住宅）自動販売機（飲料 C）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時 30 分から

エ 鹿児島市営住宅（武岡住宅）自動販売機（飲料 D）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時 45 分から

オ 鹿児島市営住宅（星ヶ峯住宅）自動販売機（飲料 E）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 11 時から

カ 鹿児島市営住宅（星ヶ峯住宅）自動販売機（飲料 F）の設置に関する土地貸付契約
令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 11 時 15 分から

(2) 場所

鹿児島市山下町 11 番 1 号

鹿児島市役所別館 4 階 401 会議室

6 入札保証金に関する事項

鹿児島市契約規則第 5 条第 3 号の規定により免除とする。

7 予定価格

設定する。

8 郵送及びファックスによる入札

郵送及びファックスによる入札は、認めない。

9 開札の方法

即時開札とする。

10 落札者の決定

開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札したものを落札者とする。

11 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 入札金額を訂正した入札書による入札
- オ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- カ 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- キ 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 同価入札した者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 契約保証金に関する事項

契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。